明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可


六　〃　一〇　九　ページ
九七―〃　二　一　七
一〇　荒川水系荒川に係る洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間の変更に関する件　二七　一九四四　八
一一―一二　道路に関する件　三一　一九四四　八
一　〇中部地方整備局　八　九
一　道路に関する件　一四　一六
二　〃　一七　一九
三　〃　二〇　九
四　〃　二三　九
五―〃　二七　八
一〇　庄内川水系に係る指定区間外の一級河川に関する件　三〇　九
九　〃　三一　一九四四
八　〃　三一　一九四四
七　〃　二　一九四五
六　〃　三〇　九
五　〃　二八　八
四　〃　二九　一一
三　〃　二〇　九
二　〃　六　八
一　道路に関する件　八　一〇　一七　九
一一―一四　道路に関する件　三一　一九四四
一　〇近畿地方整備局　六　八
一　道路に関する件　二〇　九
二　〃　二八　八
三　〃　二九　一一
四　〃　三〇　九
五　〃　三一　一九四五
六　〃　六　八
一　道路に関する件　八　一〇　一七　九
二　〃　一四　一六
三　〃　一七　一九
四　〃　二〇　九
五―〃　二三　九
六　〃　二七　八
七　〃　二九　一一
八　〃　三一　一九四五
九　〃　三〇　九
一〇　〃　二　一九四六
一一　道路に関する件　七　九
一二　〇岐阜県公安委員会　七　九
一　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第十五条の二第一項の規定に基づき指定暴力団を指定する件　七　九
二　〇愛知県公安委員会　七　九
一　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第十五条の二第一項の規定に基づき指定暴力団を指定する件　七　九
三　〇三重県公安委員会　七　九
一　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第十五条の二第一項の規定に基づき指定暴力団を指定する件　七　九
一四　〇京都府公安委員会　七　九
一　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第十五条の二第一項の規定に基づき指定暴力団を指定する件　七　九
二　〇大阪府公安委員会　七　九
一　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第十五条の二第一項の規定に基づき指定暴力団を指定する件　七　九
二　〇兵庫県公安委員会　七　一〇
一　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第十五条の二第一項の規定に基づき指定暴力団を指定する件　七　一〇
一　〇九州地方整備局　七　八
一　道路に関する件　一〇　九
二　〃　一七　九
三　都市公園の供用を開始する件　二〇　九
四　五　道路に関する件　二四　一四　一三
六　〃　三一　一九四五
七―〃　〇北海道開発局　六　一〇
一　道路に関する件　二四　一四　一三
二―〃　五　〃　二八　八
六―〃　九　〃　三一　一九四六
一〇　〃　〇沖縄総合事務局
一一　道路に関する件　七　九
一二　〇岐阜県公安委員会　七　九
一　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第十五条の二第一項の規定に基づき指定暴力団を指定する件　七　九
二　〇愛知県公安委員会　七　九
一　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第十五条の二第一項の規定に基づき指定暴力団を指定する件　七　九
三　〇三重県公安委員会　七　九
一　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第十五条の二第一項の規定に基づき指定暴力団を指定する件　七　九
一四　〇京都府公安委員会　七　九
一　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第十五条の二第一項の規定に基づき指定暴力団を指定する件　七　九
二　〇大阪府公安委員会　七　九
一　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第十五条の二第一項の規定に基づき指定暴力団を指定する件　七　九
二　〇兵庫県公安委員会　七　一〇
一　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第十五条の二第一項の規定に基づき指定暴力団を指定する件　七　一〇
一　〇九州地方整備局　七　八
一　道路に関する件　一〇　九
二　〃　一七　九
三　都市公園の供用を開始する件　二〇　九
四　五　道路に関する件　二四　一四　一三
六　〃　三一　一九四五
七―〃　〇北海道開発局　六　一〇
一　道路に関する件　二四　一四　一三
二―〃　五　〃　二八　八
六―〃　九　〃　三一　一九四六
一〇　〃　〇沖縄総合事務局
一一　道路に関する件　七　九
一二　〇岐阜県公安委員会　七　九
一　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第十五条の二第一項の規定に基づき指定暴力団を指定する件　七　九
二　〇愛知県公安委員会　七　九
一　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第十五条の二第一項の規定に基づき指定暴力団を指定する件　七　九
三　〇三重県公安委員会　七　九
一　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第十五条の二第一項の規定に基づき指定暴力団を指定する件　七　九
一四　〇京都府公安委員会　七　九
一　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第十五条の二第一項の規定に基づき指定暴力団を指定する件　七　九
二　〇大阪府公安委員会　七　九
一　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第十五条の二第一項の規定に基づき指定暴力団を指定する件　七　九
二　〇兵庫県公安委員会　七　一〇
一　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第十五条の二第一項の規定に基づき指定暴力団を指定する件　七　一〇